

令和 6 年
広島県水道広域連合企業団議会10月定例会
議案

令和 6 年10月30日

広島県水道広域連合企業団

令和 6 年広島県水道広域連合企業団議会 10 月定例会議案目録

議案番号	件名	頁
第 11 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）	1
第 12 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	14
第 13 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計剰余金の処分について	16
第 14 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について	22
第 15 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計決算の認定について	24
報第 1 号	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について	26
報第 2 号	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書について	29
報第 3 号	令和 5 年度決算に基づく資金不足比率について	31

第 11 号議案

令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 章 市町水道事業

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 1 章第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

〔市町水道事業計〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	11,831,324 千円	49,580 千円	11,880,904 千円

〔三原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,869,131 千円	△ 1,542 千円	1,867,589 千円

〔三次市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,056,763 千円	△ 59,840 千円	996,923 千円

〔庄原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	923,340 千円	117,996 千円	1,041,336 千円

〔東広島市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,503,848 千円	△ 44,057 千円	2,459,791 千円

〔熊野町水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
-------	---------	-------	-----

(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	105,411 千円	34,995 千円	140,406 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	260,677 千円	2,028 千円	262,705 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第1章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用及び 簡易水道事業費用	19,206,207 千円	58,646 千円	19,264,853 千円
第 1 項 営 業 費 用	18,581,091 千円	57,771 千円	18,638,862 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	566,567 千円	875 千円	567,442 千円

[三次市水道事業]

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	1,834,560 千円	10,728 千円	1,845,288 千円
第 1 項 営 業 費 用	1,768,630 千円	9,853 千円	1,778,483 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	55,481 千円	875 千円	56,356 千円

[東広島市水道事業]

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	5,034,047 千円	27,768 千円	5,061,815 千円
第 1 項 営 業 費 用	4,940,338 千円	27,768 千円	4,968,106 千円

[熊野町水道事業]

(科 目)	支 出 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	477,047 千円	9,460 千円	486,507 千円
第 1 項 営 業 費 用	466,990 千円	9,460 千円	476,450 千円

[北広島町水道事業]

	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	488,101 千円	2,250 千円	490,351 千円
第 1 項 営業費用	467,889 千円	2,250 千円	470,139 千円

[世羅町水道事業]

	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	431,180 千円	9,660 千円	440,840 千円
第 1 項 営業費用	418,684 千円	9,660 千円	428,344 千円

[神石高原町簡易水道事業]

	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 簡易水道事業費用	291,007 千円	△ 1,220 千円	289,787 千円
第 1 項 営業費用	276,072 千円	△ 1,220 千円	274,852 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第1章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,600,937 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 747,470 千円、減債積立金 245,004 千円、建設改良積立金 934,884 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,963,194 千円、当年度分損益勘定留保資金 3,156,759 千円、繰越利益剰余金処分額 435,501 千円及び当年度利益剰余金処分額 118,125 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,797,534 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 747,470 千円、繰越工事資金 186,200 千円、減債積立金 174,238 千円、建設改良積立金 1,207,785 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,613,354 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,244,289 千円、繰越利益剰余金処分額 514,502 千円及び当年度利益剰余金処分額 109,696 千円で補てんするものとする。)」に改める。

[市町水道事業計]

	収	入	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資本的収入	8,267,527 千円	△ 291,715 千円	7,975,812 千円
第 1 項 企業債	2,389,600 千円	624,791 千円	3,014,391 千円
第 2 項 出資金	2,289,010 千円	△ 421,368 千円	1,867,642 千円
第 4 項 他会計補助金	407,703 千円	2,028 千円	409,731 千円
第 5 項 補助金	2,140,890 千円	△ 497,166 千円	1,643,724 千円
	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)

第 1 款 資 本 的 支 出	15,868,464 千円	△	95,118 千円	15,773,346 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	12,152,394 千円	△	95,118 千円	12,057,276 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 356,870 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,070 千円、建設改良積立金 107,970 千円及び当年度分損益勘定留保資金 217,830 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 356,870 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,070 千円、建設改良積立金 200,000 千円及び当年度分損益勘定留保資金 125,800 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	148,731 千円	0 千円	148,731 千円
第 1 項 企 業 債	28,300 千円	30,609 千円	58,909 千円
第 2 項 補 助 金	106,442 千円	△ 30,609 千円	75,833 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,359,020 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,023 千円、過年度分損益勘定留保資金 208,545 千円、当年度分損益勘定留保資金 921,756 千円、当年度利益剰余金処分量 109,696 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,385,270 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,023 千円、過年度分損益勘定留保資金 234,795 千円、当年度分損益勘定留保資金 921,756 千円及び当年度利益剰余金処分量 109,696 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,742,728 千円	△ 27,792 千円	1,714,936 千円
第 1 項 企 業 債	779,400 千円	105,088 千円	884,488 千円
第 2 項 出 資 金	457,152 千円	△ 66,440 千円	390,712 千円
第 4 項 補 助 金	290,584 千円	△ 66,440 千円	224,144 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	3,101,748 千円	△ 1,542 千円	3,100,206 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,921,003 千円	△ 1,542 千円	1,919,461 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 308,653 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,874 千円、建設改良積立金 77,958 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,821 千円で補てんするものとする。）」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 308,653 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,874 千円、建設改良積立金 77,958 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,214 千円及び当年度分損益勘定留保資金 188,607 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	455,046 千円	0 千円	455,046 千円
第 1 項 企 業 債	134,500 千円	217,102 千円	351,602 千円
第 2 項 出 資 金	166,519 千円	△ 108,551 千円	57,968 千円
第 3 項 補 助 金	146,027 千円	△ 108,551 千円	37,476 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 827,248 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,721 千円、過年度分損益勘定留保資金 328,926 千円及び当年度分損益勘定留保資金 430,601 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 827,248 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,721 千円、過年度分損益勘定留保資金 541,136 千円及び当年度分損益勘定留保資金 218,391 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	722,193 千円	△ 59,840 千円	662,353 千円
第 1 項 企 業 債	210,900 千円	78,116 千円	289,016 千円
第 2 項 出 資 金	246,813 千円	△ 68,978 千円	177,835 千円
第 3 項 補 助 金	264,480 千円	△ 68,978 千円	195,502 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,549,441 千円	△ 59,840 千円	1,489,601 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,060,479 千円	△ 59,840 千円	1,000,639 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 716,357 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,594 千円、減債積立金 57,873 千円、当年度分損益勘定留保資金 304,204 千円及び繰越利益剰余金処分額 291,686 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 838,717 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,594 千円、減債積立金

61,061 千円、建設改良積立金 69,663 千円、当年度分損益勘定留保資金 304,204 千円及び繰越利益剰余金処分額 341,195 千円で補てんするものとする。）」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		507,655 千円	△ 4,364 千円	503,291 千円
第 2 項 補 助 金		210,328 千円	△ 4,364 千円	205,964 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		1,224,012 千円	117,996 千円	1,342,008 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		925,253 千円	117,996 千円	1,043,249 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,212,314 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 176,915 千円、建設改良積立金 300,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 379,333 千円及び当年度分損益勘定留保資金 356,066 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,204,863 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 176,915 千円、建設改良積立金 300,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 727,948 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		1,844,064 千円	△ 181,304 千円	1,662,760 千円
第 2 項 出 資 金		595,562 千円	△ 90,652 千円	504,910 千円
第 4 項 補 助 金		195,562 千円	△ 90,652 千円	104,910 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		3,056,378 千円	△ 188,755 千円	2,867,623 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		2,675,187 千円	△ 188,755 千円	2,486,432 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,202,051 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 138,332 千円、過年度分損益勘定留保資金 872,240 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,479 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,202,051 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 138,332 千円、繰越工事資金 173,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 890,719 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,434,855 千円	0 千円	1,434,855 千円
第 1 項 企 業 債	411,600 千円	152,622 千円	564,222 千円
第 2 項 出 資 金	411,600 千円	△ 76,311 千円	335,289 千円
第 3 項 補 助 金	502,195 千円	△ 76,311 千円	425,884 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,527 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,232 千円、減債積立金 52,075 千円、建設改良積立金 97,576 千円及び当年度分損益勘定留保資金 270,051 千円及び繰越利益剰余金処分額 132,593 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,527 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,232 千円、減債積立金 52,075 千円、建設改良積立金 90,054 千円及び当年度分損益勘定留保資金 236,859 千円及び繰越利益剰余金処分額 173,307 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	69,966 千円	0 千円	69,966 千円
第 1 項 企 業 債	35,300 千円	7,436 千円	42,736 千円
第 2 項 出 資 金	13,833 千円	△ 3,718 千円	10,115 千円
第 3 項 補 助 金	13,833 千円	△ 3,718 千円	10,115 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 379,629 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,178 千円、建設改良積立金 241,550 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,901 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 391,189 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,178 千円、建設改良積立金 253,110 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,901 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	47,436 千円	△ 11,560 千円	35,876 千円
第 1 項 補 助 金	43,000 千円	△ 11,560 千円	31,440 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 76,205 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 71,154 千円で補てんするものとする。）」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 108,591 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 103,540 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		32,722 千円	2,609 千円	35,331 千円
第 1 項 補 助 金		12,209 千円	2,609 千円	14,818 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		108,927 千円	34,995 千円	143,922 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		108,927 千円	34,995 千円	143,922 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,561 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,983 千円、減債積立金 135,056 千円、建設改良積立金 109,830 千円、当年度分損益勘定留保資金 146,470 千円及び繰越利益剰余金処分額 11,222 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,561 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,983 千円、減債積立金 61,102 千円、建設改良積立金 217,000 千円及び当年度分損益勘定留保資金 124,476 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		540,128 千円	0 千円	540,128 千円
第 1 項 企 業 債		103,100 千円	1,944 千円	105,044 千円
第 2 項 出 資 金		218,514 千円	△ 972 千円	217,542 千円
第 3 項 補 助 金		218,514 千円	△ 972 千円	217,542 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 99,543 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,030 千円及び過年度分損益勘定留保資金 90,513 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 111,035 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,030 千円、繰越工事資金 13,200 千円及び過年度分損益勘定留保資金 88,805 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	246,041 千円	△ 11,492 千円	234,549 千円
第 1 項 出 資 金	29,192 千円	△ 5,746 千円	23,446 千円
第 3 項 補 助 金	29,192 千円	△ 5,746 千円	23,446 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,009 千円は、当年度分損益勘定留保資金 12,580 千円及び当年度利益剰余金処分額 8,429 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,009 千円は、過年度分損益勘定留保資金 10,714 千円及び当年度分損益勘定留保資金 10,295 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	311,444 千円	2,028 千円	313,472 千円
第 1 項 企 業 債	66,600 千円	31,874 千円	98,474 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	159,245 千円	2,028 千円	161,273 千円
第 3 項 補 助 金	85,599 千円	△ 31,874 千円	53,725 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	332,453 千円	2,028 千円	334,481 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	261,168 千円	2,028 千円	263,196 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 1 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
三原市水道事業				
三原市水道施設建設工事	令和 7 年度	317,319 千円	令和 7 年度	319,688 千円
三次市水道事業				
三次市水道施設建設工事	令和 7 年度	219,760 千円	令和 7 年度	284,600 千円
庄原市水道事業				

	庄原市水道施設建設工事			令和 7 年度	4,000 千円
東広島市水道事業					
	東広島市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	3,252,484 千円	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	3,268,706 千円
	東広島市水道施設建設工事	令和 7 年度	1,370,245 千円	令和 7 年度	1,478,285 千円
廿日市市水道事業					
	廿日市市水道施設建設工事	令和 7 年度	576,500 千円	令和 7 年度	585,500 千円
安芸高田市水道事業					
	安芸高田市水道施設建設工事			令和 7 年度	4,000 千円
江田島市水道事業					
	江田島市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	211,386 千円	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	235,386 千円
	江田島市水道施設建設工事			令和 7 年度	4,000 千円
大崎上島町水道事業					
	大崎上島町水道施設建設工事	令和 7 年度	102,302 千円	令和 7 年度	105,302 千円
世羅町水道事業					
	世羅町水道施設建設工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	698,500 千円	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	701,500 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 1 章第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	2,389,600 千円	624,791 千円	3,014,391 千円
竹 原 市 水 道 事 業	28,300 千円	30,609 千円	58,909 千円

三 原 市 水 道 事 業	779,400 千円	105,088 千円	884,488 千円
府 中 市 水 道 事 業	134,500 千円	217,102 千円	351,602 千円
三 次 市 水 道 事 業	210,900 千円	78,116 千円	289,016 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	411,600 千円	152,622 千円	564,222 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	35,300 千円	7,436 千円	42,736 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	103,100 千円	1,944 千円	105,044 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	66,600 千円	31,874 千円	98,474 千円

(他会計からの負担金等の補正)

第7条 予算第1章第10条に定めた他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	2,175,004 千円	2,028 千円	2,177,032 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	212,428 千円	2,028 千円	214,456 千円

(利益剰余金の処分の補正)

第8条 予算第1章第11条に定めた繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	553,626 千円	70,572 千円	624,198 千円
庄 原 市 水 道 事 業	291,686 千円	49,509 千円	341,195 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	132,593 千円	40,714 千円	173,307 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	11,222 千円	△ 11,222 千円	0 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	8,429 千円	△ 8,429 千円	0 千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第9条 予算第1章第12条に定めたたな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	176,457 千円	1,079 千円	177,536 千円
三 次 市 水 道 事 業	8,153 千円	1,079 千円	9,232 千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(水道用水供給事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,252,283 千円	△ 18,612 千円	1,233,671 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,599,230 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 442,292 千円、建設改良積立金 3,673,375 千円及び過年度分損益勘定留保資金 2,483,563 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,845,348 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 442,292 千円、建設改良積立金 3,835,780 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,894,074 千円及び当年度分損益勘定留保資金 673,202 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 資本的収入		848,489 千円	△ 264,730 千円	583,759 千円
第1項 企業債		46,800 千円	6,996 千円	53,796 千円
第2項 出資金		304,900 千円	△ 135,863 千円	169,037 千円
第4項 補助金		305,178 千円	△ 135,863 千円	169,315 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 資本的支出		7,447,719 千円	△ 18,612 千円	7,429,107 千円
第1項 建設改良費		5,608,495 千円	△ 18,612 千円	5,589,883 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第2章第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額

沼田川水道用水 供給施設建設工 事	令和7年度から 令和10年度まで	3,335,840 千円	令和7年度から 令和10年度まで	3,365,445 千円
-------------------------	---------------------	--------------	---------------------	--------------

(企業債の補正)

第5条 予算第2章第6条列記中起債の限度額「46,800 千円」を「53,796 千円」に改める。

令和6年10月30日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第 12 号議案

令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
沼 田 川 工 業 用 水			
道 施 設 建 設 事 業	324,615 千円	△ 46,042 千円	278,573 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 795,696 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 216,309 千円、過年度分損益勘定留保資金 207,056 千円及び当年度分損益勘定留保資金 372,331 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 749,654 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 216,309 千円、過年度分損益勘定留保資金 234,781 千円及び当年度分損益勘定留保資金 298,564 千円で補てんするものとする。)」に改める。

	支	出	
（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第 1 款 資 本 的 支 出	3,426,969 千円	△ 46,042 千円	3,380,927 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	2,755,398 千円	△ 46,042 千円	2,709,356 千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
沼田川工業用水道施設建設工事	令和 7 年度	686,800 千円	令和 7 年度	736,380 千円

令和 6 年 10 月 30 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第 13 号議案

令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計剰余金 の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 10 月 30 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 市町水道事業

〔市町水道事業計〕

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	57,790,128,648	4,263,047,218	10,092,339,707
議会の議決による処分額	1,408,081,469	0	△2,596,990,281
減債積立金の積立	0	0	△653,403,471
建設改良積立金の積立	0	0	△535,234,079
資本金への組入	1,408,081,469	0	△1,408,081,469
納付金	0	0	△271,262
処分後残高	59,198,210,117	4,263,047,218	(繰越利益剰余金) 7,495,349,426

〔竹原市水道事業〕

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,605,556,118	306,792,834	1,204,326,171
議会の議決による処分額	14,635,136	0	△59,270,272
減債積立金の積立	0	0	△44,635,136
資本金への組入	14,635,136	0	△14,635,136
処分後残高	2,620,191,254	306,792,834	(繰越利益剰余金) 1,145,055,899

〔三原市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,961,293,367	90,692,216	538,155,567
議会の議決による処分額	301,585,068	0	△538,155,567
減債積立金の積立	0	0	△236,570,499
資本金への組入	301,585,068	0	△301,585,068
処分後残高	14,262,878,435	90,692,216	(繰越利益剰余金) 0

〔府中市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,538,427,979	0	1,390,050,736
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	2,538,427,979	0	(繰越利益剰余金) 1,390,050,736

〔三次市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	5,688,006,069	33,420,001	206,123,535
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	5,688,006,069	33,420,001	(繰越利益剰余金) 206,123,535

〔庄原市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,899,540,140	626,882,858	2,484,634,617
議会の議決による処分額	202,272,943	0	△404,545,886
建設改良積立金の積立	0	0	△202,272,943
資本金への組入	202,272,943	0	△202,272,943
処分後残高	3,101,813,083	626,882,858	(繰越利益剰余金) 2,080,088,731

〔東広島市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,660,467,234	723,181,901	350,427,373
議会の議決による処分額	0	0	△110,000,000
建設改良積立金の積立	0	0	△110,000,000
処分後残高	13,660,467,234	723,181,901	(繰越利益剰余金) 240,427,373

〔廿日市市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	10,142,798,332	1,064,584,120	1,358,282,829
議会の議決による処分額	592,672,600	0	△890,915,850
減債積立金の積立	0	0	△298,243,250
資本金への組入	592,672,600	0	△592,672,600
処分後残高	10,735,470,932	1,064,584,120	(繰越利益剰余金) 467,366,979

〔安芸高田市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,332,730,811	194,038,708	251,273,821
議会の議決による処分額	19,671,414	0	△39,342,828
建設改良積立金の積立	0	0	△19,671,414
資本金への組入	19,671,414	0	△19,671,414
処分後残高	2,352,402,225	194,038,708	(繰越利益剰余金) 211,930,993

〔江田島市水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 123, 849, 024	29, 446, 726	750, 101, 404
議会の議決による処分額	203, 289, 722	0	△406, 850, 706
建設改良積立金の積立	0	0	△203, 289, 722
資本金への組入	203, 289, 722	0	△203, 289, 722
納付金	0	0	△271, 262
処分後残高	1, 327, 138, 746	29, 446, 726	(繰越利益剰余金) 343, 250, 698

〔熊野町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 155, 575, 000	35, 164, 024	365, 974, 457
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	1, 155, 575, 000	35, 164, 024	(繰越利益剰余金) 365, 974, 457

〔北広島町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 553, 106, 672	54, 222, 418	293, 837, 698
議会の議決による処分額	73, 954, 586	0	△147, 909, 172
減債積立金の積立	0	0	△73, 954, 586
資本金への組入	73, 954, 586	0	△73, 954, 586
処分後残高	1, 627, 061, 258	54, 222, 418	(繰越利益剰余金) 145, 928, 526

〔大崎上島町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	0	37, 671, 691	88, 092, 153
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	0	37, 671, 691	(繰越利益剰余金) 88, 092, 153

〔世羅町水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	108,921,902	1,062,190,381	923,181,947
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	108,921,902	1,062,190,381	(繰越利益剰余金) 923,181,947

〔神石高原町簡易水道事業〕

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	19,856,000	4,759,340	112,122,601
議会の議決による処分額	0	0	0
処分後残高	19,856,000	4,759,340	(繰越欠損金) 112,122,601

2 水道用水供給事業

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	74,408,944,115	4,101,956,069	10,335,121,764
議会の議決による処分額	3,143,497,000	0	△6,286,994,000
建設改良積立金の積立	0	0	△3,143,497,000
資本金への組入	3,143,497,000	0	△3,143,497,000
処分後残高	77,552,441,115	4,101,956,069	(繰越利益剰余金) 4,048,127,764

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、令和５年度決算における未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

第 14 号議案

令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算の
認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 10 月 30 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、監査委員の審査に付した令和５年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

第 15 号議案

令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 10 月 30 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

(提案理由)

地方公営企業法に基づき、監査委員の審査に付した令和５年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

報第 1 号

令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算繰
越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項及び第 2 項ただし書の規定に
より、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 10 月 30 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

令和５年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳							不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						企業債	繰越 工事資金	補助金	一般会計 出資金	工負担 金	工受託 金	損益勘定 留保資金等			
資本的 支出 ¹	建設改 良費 ¹	竹原市水道事業	586,409,000	286,559,551	269,425,000	0	0	0	0	0	0	269,425,000	30,424,449	0	半導体不足等の影 響により機器の調達 に日時を要したため
		三原市水道事業	2,756,985,000	1,641,575,550	1,021,555,000	650,900,000	0	191,974,000	74,000,000	32,895,000	0	71,786,000	93,854,450	0	国の補正予算を活 用するため
		府中市水道事業	450,641,000	238,781,689	171,616,000	26,900,000	0	27,683,000	16,016,000	0	0	101,017,000	40,243,311	0	関係者との調整に 日時を要したため
		三次市水道事業	1,731,464,000	867,159,963	730,271,000	354,400,000	0	169,249,000	14,999,000	0	0	191,623,000	134,033,037	0	国の補正予算を活 用するため
		庄原市水道事業	699,541,000	638,051,998	26,499,000	0	0	0	0	0	0	26,499,000	34,990,002	0	関係者との調整に 日時を要したため
		東広島市水道事業	2,738,350,000	1,909,098,426	602,890,000	199,700,000	0	0	0	20,968,000	0	382,222,000	226,361,574	0	関係者との調整に 日時を要したため
		廿日市市水道事業	1,664,083,000	941,253,189	711,400,000	173,300,000	173,000,000	212,383,000	0	0	0	152,717,000	11,429,811	0	関係者との調整に 日時を要したため
		安芸高田市水道事 業	439,583,000	211,387,349	193,846,000	132,500,000	0	53,999,000	3,999,000	0	0	3,348,000	34,349,651	0	国の補正予算を活 用するため
		江田島市水道事業	1,235,453,000	632,668,145	568,340,000	297,800,000	0	156,126,000	0	0	0	114,414,000	34,444,855	0	国の補正予算を活 用するため
		北広島町水道事業	138,491,000	49,968,435	83,520,000	12,400,000	0	22,639,000	20,990,000	0	0	27,491,000	5,002,565	0	関係者との調整に 日時を要したため
資本的 支出 ¹	建設改 良費 ¹	広島水道用水供給 事業	6,551,908,000	3,548,612,537	2,376,747,000	0	0	774,498,000	405,100,000	0	0	1,197,149,000	626,548,463	0	半導体不足等の影 響により機器の調達 に日時を要したため
															国の補正予算を活 用するため

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳							不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						企 業 債	繰 越 工 事 資 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	工 受 託 事 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
		広島西部地域水道 用水供給事業	1,861,892,000	951,680,445	785,200,000	0	0	261,733,000	0	0	0	523,467,000	125,011,555	0	国の補正予算を活用するため
		沼田川水道用水供給事業	1,249,132,000	611,828,938	563,763,000	57,700,000	0	121,936,000	45,900,000	0	0	338,227,000	73,540,062	0	国の補正予算を活用するため
合 計			22,419,311,000	12,649,653,699	8,285,422,000	1,905,600,000	186,200,000	2,002,530,000	591,304,000	55,216,000	0	3,544,572,000	1,484,235,301	0	

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発生額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳							不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						企 業 債	繰 工 事 資 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 事 金	工 受 託 事 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 水道事業費用	1 営業費用	三原市水道事業	2,777,298,000	2,653,470,224	4,950,000	0	0	0	0	0	0	4,950,000	118,877,776	0	半導体不足等の影響により機器の調達に日時を要したため
		東広島市水道事業	4,850,575,000	4,620,148,825	15,589,000	0	0	0	0	0	0	15,589,000	214,837,175	0	半導体不足等の影響により機器の調達に日時を要したため
合 計			7,627,873,000	7,273,619,049	20,539,000	0	0	0	0	0	0	20,539,000	333,714,951	0	

報第 2 号

令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 10 月 30 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

別紙

令和5年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳							不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						企 業 債	繰 工 事 資 金	越 金	補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	工 負 担 金	工 事 受 託 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等		
1	資本的 支出	1 建設改 良費													
		沼田川工業用水道 事業	320,198,000	236,692,869	9,449,000	3,200,000	0	0	0	0	0	6,219,000	30,000	74,063,131	0 弁栓類の調達に日 時を要したため
		太田川東部工業用 水道第2期拡張事 業	315,072,000	46,785,820	261,000,000	182,700,000	0	78,300,000	0	0	0	0	0	7,286,180	0 関係者との調整に 日時を要したため
合 計			635,270,000	283,478,689	270,449,000	185,900,000	0	78,300,000	0	0	0	6,219,000	30,000	81,349,311	0

報第3号

令和5年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年10月30日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

1 資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
工業用水道事業会計	—	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 資金不足比率の算定

(1) 資金不足額

(単位：千円)

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	9,592,067	3,180	45,709,756	△36,114,509
工業用水道事業会計	1,275,148	0	4,818,873	△3,543,725

注1 流動負債は、控除企業債等の控除額を除いたものである。

注2 算入地方債は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債現在高である。

注3 流動資産は、控除財源等の控除額を除いたものである。

注4 D欄がマイナス(△)の場合は、資金剰余額となる。

(2) 事業の規模

(単位：千円)

会計名	事業の規模 E
水道事業会計	22,991,889
工業用水道事業会計	2,633,339

注 事業の規模は、営業収益から受託工事収益を除いたものである。

(3) 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D 資金不足額}}{\text{E 事業の規模}}$$